

第 310 回愛媛海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和 6 年 6 月 10 日 (月) 13 : 54 ~ 14 : 36

2 開催場所 松山市二番町四丁目 6 番地 2
愛媛県水産会館 6 階大会議室

3 出席者

(1) 委員 佐々木護 喜田ヒサ子 網江正安 藤田一也 林喜代行
平井義則 武田晃一 中矢宏明 立花弘樹 渡邊敏孝
竹ノ内徳人

(計 11 名)

(2) 県 農林水産部水産局水産課 梶田課長 (事務局長)
山下主幹 (事務局次長)
久枝漁業調整係長
東予地方局水産課 成田課長
東予地方局今治支局水産課 木原課長
中予地方局水産課 伊藤課長
南予地方局水産課 八木課長
南予地方局愛南水産課 高島課長
南予地方局八幡浜支局水産課 薬師寺課長

(計 9 名)

(3) 事務局 逢阪書記 篠崎書記 大谷書記 松本書記

(計 4 名)

(4) 傍聴者 なし

4 付議事項

(1) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)

【結果】 諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

(2) 新規の許可等について (諮問)

【結果】 諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

5 報告事項

(1) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更について

(2) 令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

6 その他

- (1) いわし、あじ、さば機船船びき網漁業の操業区域の拡大について
- (2) ぶりまき網漁業の新設について

7 議事の内容

1 開会

逢阪書記 定刻より若干早いですが、皆様お揃いですので、ただいまから、第310回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、中山委員、福島委員、高木委員が、都合により欠席ですが、委員定数15名に対し11名の委員が出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立しておりますことを御報告します。

また、会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は1枚ものの委員会次第と愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、続きまして上から資料1から資料4でございます。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を佐々木会長にお願いします。

2 会長挨拶

佐々木会長 委員の皆様には、お忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素は、当委員会の運営に、何かとお力添えをいただいておりますことを、改めて、御礼を申し上げます。

さて、本日は付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、新規の許可等についての諮問が2件を御審議いただくことになっております。

また、このほか、くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更についてなど、計2件の報告事項もあります。

どうぞ、慎重な御審議と適切な御決定を賜われますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

なお、今年度、初めての委員会ということで、事務局及び県職員に異動があったようですので、事務局から紹介していただけますか。

梶田事務局長 水産課長の梶田でございます。

少しお時間をいただきまして、今年度、異動のありました職員について、御紹介させていただきます。時間の都合もありますので、異動のあった職員のみとさせていただきます。

まず、本庁水産課でございますが、山下主幹が農政課から異動しております。前任の中島主幹は、漁政課へ転出しております。また、新規採用職員として、漁業調整係の松本技師、漁場管理係の大谷技師の2名が、事務局の書記となっております。

次に、地方局に移ります。東予地方局水産課の成田課長が、新任の課長として本庁水産課資源管理係から、異動しております。南予地方局水産課の八木課長が、八幡浜支局水産課から、異動しております。八幡浜支局水産課の薬師寺課長が、東予地方局水産課から、異動となっております。

本年度は、ただいま紹介したメンバーを新たに加えて、本委員会の必要な事務と円滑な会議の運営に努めてまいりますので、御指導のほど、よろしく申し上げます。

以上で、私からの異動報告とさせていただきます。

3 議事録署名人選出

佐々木議長 ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出いたします。慣例により、私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人には、平井委員さんと武田委員さんの御両名をお願いいたします。

4 (1) 第1号議案（まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問））

佐々木議長 これより、議事に入ります。第1号議案、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを議題といたします。事務局から、説明を願います。

逢阪書記 それでは、資料1の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（諮問文朗読）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

久枝係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いすることにいたします。

平井委員 昨年、県漁協が取り扱っている宇和島のまき網漁業で、春先にサバが豊漁だったのですが、どれくらいのトン数が上がっているのか、把握していれば教えていただきたい。

久枝係長 昨年度の4、5月の南予地方の中・小型まき網の漁獲量でございますが、管理年度としましては、令和4管理年度の終盤となっております。

令和4管理年度の1年間の漁獲量は、6,118トンが報告されており、そのうちの大部分が、その2か月で漁獲されております。

平井委員 はい、わかりました。

去年は今までにない漁獲量であったので、質問させていただきました。

武田委員 以前に、高木委員が質問されていたと思うのですが、マサバとゴマサバというのは、区別されて市場に水揚げされているのでしょうか。

それとマサバとゴマサバが区別されずに、一緒に扱われているのは、どのくらいの割合なのでしょうか。

久枝係長 以前も質問があったのですが、まさば太平洋系群とごまさば太平洋系群につきましては、区別して資源評価を行われていますが、都道府県の漁獲可能量としましては、一緒になって配分されております。

結果といたしましても、現場からはすべてマサバとゴマサバを分けて、報告されていないため、割合については、不明となっております。

平井委員 市場では、サバの大きさによって、値段が変わってくるので、大きいサバは、マサバ及びゴマサバと区別していますが、春先の小サバは、区別せずに取り扱っていると思います。

佐々木議長 実際は、個体の大きさでマサバとゴマサバを区別しているのですか。

久枝係長 種類では、マサバとゴマサバで区別されておりますが、現場としましては、小さいものは区別していないのが現状となっております。

佐々木議長 そのほかに御意見はございますでしょうか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。第1号議案、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定につきましては、諮問のとおりの内容で定めて差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (意義なし)

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

4 (2) 第2号議案(新規の許可等について(諮問))

佐々木議長 続きまして、第2号議案、新規の許可等についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

逢阪書記 それでは、資料2の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

久枝係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。第2号議案、新規の許可等につきましては、諮問のとおりの内容で定めて差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (意義なし)

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

5 報告事項(1) くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について

佐々木議長 以上で、事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、次に報告事項に移ります。くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願います。

逢阪書記 報告の内容につきましては、水産課から説明をお願いします。

久枝係長 (資料に基づき報告)

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告につきまして御質問等がございましたら、お伺いをいたします。

委員一同 (意見なし)

5 報告事項(2) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

佐々木議長 特に、御意見がないようでございますので、次に令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会についてを報告願います。

大谷書記 (資料に基づき報告)

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、御質問等がございましたら、お伺いをしたいと思いますが、通常総会は私も出席しました。

毎年同じような要望事項があり、私たちからすると、要望事項を集約した方がいいという意見もありますが、全国規模の会議でございますので、それぞれの意見に対応する必要があることから、必然的に数多くの

要望事項があるのが、現状でございます。付け加えて私の方から申し上げて、終わりたいと思います。

何か御意見はございますでしょうか。

委員一同 （意見なし）

6 その他（1）いわし、あじ、さば機船船びき網漁業の操業区域の拡大について

佐々木議長 特に、御質問がないようですので、以上で、報告事項を終わります。

以上で、本日予定している議題は、全て終了しましたが、その他として何かございますか。

逢阪係長 水産課から報告があります。

前回の第309回愛媛海区漁業調整委員会において、宇和海におけるいわし、あじ、さば機船船びき網漁業の操業区域の拡大について、県としての考えと今後の方向性について、当委員会で御報告することとしておりましたので、過去からの経過も踏まえて、御説明します。

まず、本案件の概要ですが、宇和海におけるいわし・あじ・さば機船船びき網漁業については、操業区域が共同漁業権漁場区域内とされており、養殖業が盛んな宇和海海域においては、操業区域が限定されること、また、主要な対象魚種であるカタクチイワシの来遊が、以前と比べて沖合に変化しており、漁獲量の確保が不安定であるなどの関係漁業者の意見を踏まえ、平成27年8月3日、宇和海漁業協同組合協議会から、操業区域を離岸1,000mまで拡大するよう、愛媛県知事に、要望書の提出があったものです。

その後、平成27年8月21日の第275回漁業調整委員会で南予部会に付託することが決定され、部会では水産研究センターの研究員を招いて資源状況に関する意見聴取を行ったほか、距岸1,000mの区域設定について、様々な漁業種類の漁業者から意見を聴くなどした結果、単純に距岸1,000mまでの沖出しでは問題があったため、県は再調整の上、漁場を直線で区画した案を作成し、平成30年3月16日の本委員会南予部会で承認された経緯があります。

その後、再度漁業者の意見を聴いたところ、八西地区、宇和島地区において、機船船びき網漁業以外の漁業者から、強い反対意見があったことから、操業区域拡大の議論は停滞し、その後は、各関係漁業者から賛成に転じる意見もなく、現在まで、操業区域拡大の議論が進んでいない状況にあります。

県としても、その後の経過を考慮して、今回、新たな操業区域の設定について議論が進むよう、改めて提案するものです。

これまでの案では、公平感が失われるほか、違反が常態化している実態の追認であるといった厳しい意見もあったことから、再度、関係する漁業種類の漁業者間で協議した上で、漁業権漁場区域外の操業区域の設定について検討を加えるものとし、同時に資源保護の観点から、休漁期間を新たに設けるなど、適切な資源管理を行うことを前提とした操業区域の設定により、漁業者全体の理解と共感を得ることが重要であると考えています。

これまでの、地先海域の延長を前提とした操業区域の拡大と異なり、宇和海を3つの海域に分けた、八西地区の北部漁場で想定するものとし、関係する漁業者間で協議の上、共同漁業権漁場区域外の独立した区域を操業区域として設定することで、関係組合間での拡大した面積の大小といった不公平感は無く、また、他の漁業種類の操業区域や産卵場を考慮した海域の設定、さらには、休漁期間を新たに設けることで、資源管理に取り組むことにもなると考えております。

県としましては、当該検討事項を前に進めるため、近く南予部会を開催していただき、県の考える方向性についてより詳しく説明した上で、本委員会が付託している、いわし、あじ、さば機船船びき網漁業の操業区域拡大の要望書について、御審議いただきたいと考えております。

なお、手続としては、要望書を一旦、要望元にお返しする必要があることから、南予部会において、現在提出されている要望書について、宇和海漁業協議会にお返しすることが決定されれば、本委員会及び県を通じて、返戻の手続をとることとし、その後、関係団体において、休漁などの資源管理の手法を含めた新たな操業区域を協議、御決定の上、再度、県に要望していただくことを想定しております。

今回、提案した案についても、関係する漁業者と協議した上で、関係者の理解と共感が得られるよう努めるものでありますので、今後の関係者間の協議、意思決定について、委員の皆様には、引き続き御尽力くださいますよう、よろしく申し上げます。

以上で、説明を終わります。

佐々木議長 説明が終わりましたが、この件について、南予部会が中心となって検討している状態でございます。今言ったように、宇和海漁業協議会に一度返戻して、新たな方針を宇和島3地区が統一して要望書を提出すると、なおさら難しいのではないかと懸念を感じております。

南予地区の委員さん、意見はございませんでしょうか。

平井委員 今までの経緯では、地区全体で統一はできないということから、3地区に分けました。八西地区の要望が強く、その地区の漁業者の承認がとれているのであれば、他の地区は意見を言わないようにしていましたが、

八西地区の地元漁業者から、拡大しようとする操業区域ではえ縄をしているので、承認はしないとの反対意見がありました。そのため、県としても、地元地区の承認が得ていないことから、議論が進んでいない状況になったと私は認識しております。

先ほど、議長が言われたとおり、3地区をまとめて一つの要望を上げることは、私も難しいと思います。

佐々木議長 現状を踏まえて、県は何か対応しなければいけないということで、概要を説明していただき、県の方針を教えていただいたので、今後は南予部会を中心に協議を続けていくということで、その点は委員の皆さんも一つ御理解を頂けたらと思います。

武田委員 県が示した案を地元で協議する中で、漁師からの反対も多く、なかなか足並みが揃わない状況であれば、宇和海漁業協議会が再度要望すること自体が難しいと思うのですが、いかがでしょうか。

佐々木議長 非常に行き詰っており、難しく複雑な状態であると思いますが、平井委員が言われるように、地元漁業者からの反対があることが、一番の問題であります。地区の考え方は別としても、地元漁業者がまず賛成していただくように調整をしていく必要があります。

現状としては、この問題は放置されたような状況になっていますが、県として方向性を示していただいたので、委員会としても役割を果たしたいと考えています。

そのほかに御意見はございますでしょうか

委員一同 (意見なし)

6 その他(2) ぶりまき網漁業の新設について

佐々木議長 そのほか、事務局から何かございますか。

逢阪書記 もう一点ぶりまき網漁業の新設について、概要を御報告します。

ぶりまき網漁業については、令和3年のもじゃこの不漁による種苗の不足に端を発し、養殖業が盛んな宇和海海域において、まき網漁業において小型のぶりを種苗として確保できるよう関係漁業者の意見が集約され、令和4年3月24日に、宇和海漁業協議会から愛媛県知事あてに、いわし、あじ、さば以外の浮魚をとることを目的とする中・小型まき網漁業の新設に係る要望書の提出がありました。

その後、県では、関係漁業者からの意見を聴くほか、水産庁との協議

を行うなど、ぶりまき網漁業の新設について検討を重ねた結果、特段の支障がないものと判断していることから、現在、その許可に関する取扱方針の改正について、個別に具体的な事情に即した検討が進んでいるところです。

知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に、新たにぶりまき網漁業を追加する案については、現時点では、許可できる数は、中型まき網漁業を営む者を対象に、15 トン未満にあつては7隻で、15 トン以上20 トン未満にあつては10隻としており、これは、いわし、あじ、さばまき網漁業の許可隻数と同数であり、操業区域、漁業時期、条件についても、同一の内容とすること、また、知事許可漁業を営む者の資格については、漁業根拠地のほかに、知事から中型まき網の許可がされている者を想定しているもので、これは、愛媛県まき網協議会の関係漁業者等との協議の中で、中型まき網漁業の漁業者に限定し、全長約20 cmのツバス以上のブリの採捕を目的とする中型まき網漁業の許可を新設しようとするものです。

今後、検討を加え、準備が整った段階で、本委員会に諮問し、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について、改めて御審議いただくこととなりますので、よろしくをお願いします。

以上で、説明を終わります。

佐々木議長 ありがとうございました。
 皆さん、御意見はございますでしょうか。

平井委員 ぜひ、話を進めていただきたいと思います。

佐々木議長 県はその方向性で、検討するという状況でございます。
 他には、御意見はございますでしょうか。

委員一同 （意見なし）

佐々木議長 ありがとうございました。
 それでは、以上を持ちまして、本日の委員会を閉会する次第でございますが、令和5年度は、漁業関係にとっては紆余曲折があり、総合して漁業環境は大変厳しい状況であったと思っております。

真珠については高値販売が続いておりましたが、それ以外の養殖業については、飼料等の高騰により、ほとんどの経営者が採算割れという、相反する状況であります。

また、宇和海、伊予灘及び燧灘は、海況の変化によって、資源が消滅するような状況が続いており、総合して大変な状態になりつつあるとい

うのが実態であります。

国、県及び地方の自治体も含めながら、漁業に係る組織が総合的な対策をとっていただかないと、愛媛県の漁業、水産を守っていくことができないと私は考えております。

海区漁業調整委員会には、委員会としての役割がありますが、漁業の担い手問題についても、委員会の制度から始まって、その役割は非常に重要でありますので、今後とも、委員の皆様方、十分な御理解の中で、愛媛県らしい水産県としての立場を持続発展できるように、格段の御協力を切に御願いを申し上げます、今日の会を閉会とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

14時36分 閉会